

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業主を支援する為の助成金です。

**テレワーク勤務を新規に導入する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります。**支給要件及び支給額は次のとおりです。

### ①機器等導入助成 支給要件

- テレワーク実施計画認定日以降に、新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる下記取組の中から1つ以上行うこと
- 評価期間にテレワークに事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が次のいずれかを満たすこと
  - ・評価期間（3か月間）に**対象労働者全員が1回以上**テレワークを実施する 又は
  - ・評価期間（3か月間）に**対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上**とする
- テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること

#### 助成対象となる取組

※上限金額は  
項目ごとに異なります

- ①就業規則・労働協約・労使協定等の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等の導入・運用
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

全ての支給要件を満たした事業主へ支給

≪支給額≫ **支給対象経費の30%**

〔上限額〕100万円 又は 対象労働者数×20万円のいずれか低い額

機器等導入助成の支給を受けた事業主の方は、次段階の目標達成助成の支給申請を行うことができます。

### ②目標達成助成 支給要件

- ①評価時離職率が、計画時離職率以下となっていること
- ②評価時離職率が30%以下となっていること
- ③評価期間（目標達成助成）において、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

≪支給額≫ **支給対象経費の20% 〈35%〉**

〔上限額〕100万円 又は 対象労働者数×20万円のいずれか低い額

※ 〈 〉内は賃金要件を満たした場合